

令和2年1月6日

税理士 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 2020年度（令和2年度）税制改正大綱について

令和1年12月12日に税制改正大綱が発表されました。

## 〔1〕 個人所得課税

## (1) 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設（2021年～）

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、耐用年数を簡便法で計算した国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、損益通算等をできないこととなります。

## (2) 低利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

低利用土地等でその年1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡し、一定の場合は譲渡所得の金額から100万円が控除できることとなります。

## (3) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し（2020年～）

未婚のひとり親のうち一定の者に寡婦（夫）控除が適用されます。また、寡婦に寡夫と同等の所得制限（500万円以下）が設けられます。

## 〔2〕 資産課税

## (1) 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

市区町村は登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、現所有者に必要な情報を申告させる制度を設けます。所有者が一人も明らかにならない場合は、その使用者を所有者とみなして課税できるようになります。

## 〔3〕 法人課税

## (1) オープンイノベーションに係る措置の創設（2020年4月～2022年3月）

一定のベンチャー企業へ出資した場合には、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を損金算入できることとなります。

## (2) 企業版ふるさと納税の見直し

税額控除率を、法人道府県民税法人税割については5.7%（現行：2.9%）、法人市町村民税法人税割については、34.3%（現行：17.1%）、法人事業税については20%（現行：10%）にそれぞれ引き上げ、適用期限が5年延長となります。

## 〔4〕 消費課税

## (1) 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、その提出期限が1月延長されます。

## (2) 居住用建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除が見直されます。  
イ 居住用賃貸建物の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用が認められないこととなります。ただし、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分は引き続き仕入税額控除制度の対象となります。  
ロ 上記イにより適用を認められないこととされた居住用建物について、その仕入れの日から一定の期間に住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は譲渡した場合には、一定の金額が当該課税期間の仕入控除税額に加算して調整されます。